

令和4年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

●日 時： 令和4年10月17日（月）

午後2時00分～午後4時00分

●会 場： cocobunji プラザ リオンホールB

【委員】（敬称略）

- 石渡 和実（会長） 東洋英和女学院大学 名誉教授
（識見を有する者）
- 土井 満春（副会長） 地域共同生活支援センター・レハイム 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者）
- 佐々木 美知子 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 中山 恵子 国分寺市手をつなぐ親の会 事務局長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 寒川 吟子 はらからの家福祉会 ピアサポーター
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 阿部 敏子 国分寺難病の会 副会長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族）
- 成島 公美子 立川公共職業安定所 統括職業指導官
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
- 池田 みゆき 国分寺市障害者就労支援センター センター長
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者）
- 伊佐 素子 国分寺市地域活動支援センター つばさ 管理者
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 矢部 賢司 国分寺市地域活動支援センター 虹 施設長
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 毛塚 和英 国分寺市地域生活支援センター プラッツ 地域生活支援部長
（市内の地域活動支援センターの代表者）
- 銀川 紀子 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
（国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者）

高橋 順子	ハッピーテラス国分寺 管理者兼児童発達支援管理責任者 (市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)
倉下 美和子	東京都多摩立川保健所 課長代理 (東京都多摩立川保健所の代表者)
山本 剛	東京都立武蔵台学園 主任教諭 (教育に関する機関の代表者)
長畑 達也	国分寺地域包括支援センターもとまち 管理者 (市内の地域包括支援センターの代表者)
北邑 和弘	国分寺市社会福祉協議会 事務局次長 (国分寺市社会福祉協議会の代表者)
阿部 恵子	国分寺市民生委員・児童委員協議会 (国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)
石井 廣子	第二東京弁護士会 弁護士 (識見を有する者)
澤田 元織	高齢福祉課 課長 (市の職員)
前田 典人	子ども発達支援担当 課長 (市の職員)
大島 伸二	学校教育担当 課長 (市の職員)

【当日欠席委員】 澤田 委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長 (横川 潔)

福祉部障害福祉課長 (石丸 明子)

福祉部障害福祉課計画係長 (寒河江 美千代)

福祉部障害福祉課事業推進係長 (千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係 (市村 智美)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任 (藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター副主任 (益留 俊二)

国分寺市障害者基幹相談支援センター (中川 愛)

国分寺市障害者基幹相談支援センター (大浦 志保)

司会・進行：石渡 和実 (会長)

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況, 配付資料の確認, 新規委員の紹介等
- (2) 国分寺市障害者地域自立支援協議会について

2. 議題

- (1) 体験の機会・場の活用・充実の進捗状況について
- (2) 各専門部会の今年度の取組状況について
相談支援部会、就労支援部会、精神保健福祉部会

3. 報告等

- (1) 令和3年度障害者計画等の評価報告について
(障害者施策推進協議会での評価状況)
- (2) ニュースレターNo.11の発行について

4. 情報提供等

- (1) 障害理解促進・普及啓発の取組について
- (2) 国分寺市障害者基幹相談支援センター10周年 Anniversary Report について
- (3) 国分寺市障害者基幹相談支援センター 支援者向け虐待防止研修について

5. 事務連絡

- (1) 次回の開催予定のお知らせ
日時：令和5年3月27日（月）午後2時00分～午後4時00分
場所：国分寺市役所第1・2委員会室

6. 閉会

【資料】（事前配付）

資料	1-1	国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
資料	1-2	国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会委員名簿
資料	1-3	国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱
資料	1-4	国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要領
資料	1-5	国分寺市障害者地域自立支援協議会全体図（概要）
資料	2	令和4年度地域生活支援拠点等の更なる充実・強化の取組について
資料	3	体験の機会・場の活用・充実の進捗状況について
資料	4-1	令和4年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書
資料	4-2	令和4年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会中間活動報告書
資料	5-1	国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書（令和3年度）
資料	5-2	国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書 （令和3年度）

（周知・チラシ等）

- ・国分寺市障害者基幹相談支援センター10周年 Anniversary Report
 - ・諮問第1号「答申書」
 - ・（チラシ案）「ユニバーサルマナーセミナー」
- （裏面）（ポスター案）12月3日から9日は「障害者週間」です
- ・（予告版）令和4年度国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ主催市民講演会、子どもの発達について理解するための講演会
 - ・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター第11号
 - ・国分寺市障害者基幹相談支援センター事業 令和4年度国分寺市相談支援スキルアップ研修 支援者向け虐待防止研修：「虐待防止の取組は職員も救う～事例から学ぶ虐待防止～」
 - ・「令和4年度成年後見制度講演会、相続・遺言・成年後見制度、今から考える自分と家族の未来」

【開会】

事務局：

本日はお忙しいなかお集まりいただきまして、ありがとうございます。

会長が選任されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

これより、令和4年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。次第に沿って進めます。

自立支援協議会の委員の任期につきましては、令和4年6月30日で、全委員の任期が満了し、7月1日付で全委員を委嘱しました。

任期は、配付した資料1-3「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」の第4条（委員の任期）により、令和7年6月30日までの3年間となりますので、よろしくお願いいたします。

委嘱状につきましては、時間の都合上、机上に配付していますので、ご確認をお願いします。

事務局：

まず、委員の出席状況等につきまして、ご説明申し上げます。

本日の自立支援協議会の出欠状況は、澤田委員より所用により欠席の連絡がありましたので報告いたします。

続きまして、事前に配付した資料の確認ですが、事前の確認をお願いしておりましたので、本日は省略させていただきます。

また、当日配付資料として、全部で6点、机上に配付していますので、確認をお願いします。1点目は、ホチキス留めの書類で、右上に「答申第1号」と書いてある、国分寺市障害者施策推進協議会の答申書です。次に、右上に「チラシ案」と書いてある「ユニバーサルマナーセミナー」のチラシです。3点目が右上に「予告版」と書いてある「令和4年度国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ主催市民講演会、子どもの発達について理解するための講演会」のチラシです。次が、自立支援協議会のニュースレター第11号、5点目が、基幹相談支援センターの研修「研修のご案内：虐待防止の取組は職員も救う」というタイトルのチラシです。最後に、国分寺市社会福祉協議会の「令和4年度成年後見制度講演会 相続・遺言・成年後見制度、今から考える自分と家族の未来」というチラシになります。当日配付した資料は、以上の6点です。

次に、自立支援協議会の進行上のご説明申し上げます。本自立支援協議会は、会議を原則として公開とし、資料及び議事録も原則として公開とさせていただきます。皆さまのご発言を正確に記録させていただくために、録音させていただきますので、ご了承ください。

また、議事の記録及び会議を円滑に進めるために、ご発言の際には、「所属」と「お名前」を述べていただき、その後にご発言をお願いします。

最後に、本日は傍聴の方も複数名おりますのでご承知おきください。

事務局：

それでは、会長の選任に移らせていただきます。

配付した資料1-3「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」第5条（会長及び副会長）第2項により、「会長は、委員の互選により、決定する。」とあり、委員より、ご推薦はございますでしょうか。

はい、国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）、センター長の銀川委員、お願いします。

- 銀川委員： 私は、石渡和実先生を推薦します。その理由は、石渡先生は大学にて教鞭をとられ、数多くの福祉の人材を世に送り出してきた一方で、障害者、高齢者のさまざまな権利擁護活動に携わってこられました。
- 国分寺市では、この自立支援協議会の発足当初から会長を務めていただき、石渡先生と共に検討を進めてきたことが少しずつ形になってまいりました。
- 引き続き、石渡先生に見守っていただきながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと思い、石渡先生を推薦します。
- 事務局： 銀川委員より、石渡委員を会長にと推薦の発言がありました。他のご推薦者がおありの委員はおられますか。皆さまご異議はございませんでしょうか。
- それでは、ご意見等もございませんので、石渡委員に、本自立支援協議会の会長をお引き受け願いたいと思います。石渡会長より一言ご挨拶をお願いします。
- 石渡会長： 会長に推薦いただきました石渡和実と申します。私は、昨年の3月に、大学を退職しましたが、国分寺市でいろいろな実践に関わらせていただけて、うれしく思っています。特に、国分寺市の自立支援協議会に関わらせていただいて以降、行政はじめ、サービスを提供される事業者の方の働きにも目を見張るものがあります。さらに、当事者やそのご家族の方の活動も大変に素晴らしいと思っています。そういうなかで、この自立支援協議会の全体会に参加しますと、自身が気づくこと、学ぶことが大変多くありますので、また、引き続きよろしく願いたいと思います。
- 事務局： 続きまして、資料 1-3「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」第5条第4項「副会長は、会長が委員の中から指名する。」に基づきまして、石渡会長から副会長のご指名をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
- 石渡会長： 副会長には土井委員をお願いしたいと思います。土井委員は、国分寺市の福祉にいろいろ関わっておられるなかで、これまでも専門部会である相談支援部会の部会長としてご活躍されて、いろいろな成果をあげて来てくださっています。これからもご尽力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 事務局： それでは、副会長よりご挨拶を一言をお願いします。
- 土井副会長： 前期、相談支援部会長として、いろいろな活動をさせていただきました土井でございます。皆さまに支えられながら、取り組むことができました。浅学菲才で役立つことは少ないですが、精いっぱい頑張りまして、会長をお支えしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 事務局： ありがとうございます。これより、議事進行は石渡会長をお願いします。
- 石渡会長： それでは、最初に、令和4年度の自立支援協議会の委員について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 令和4年度自立支援協議会委員の変更についてご説明します。
- 令和4年6月30日の任期満了に伴い、委員の変更がございました。
- 資料 1-1「国分寺市障害者地域自立支援協議会 委員名簿」をご覧ください。
- 変更となった委員は、国分寺市手をつなぐ親の会の中山委員、国分寺難病の会の阿部（敏）委員、地域共同生活支援センター・レハイムの土井委員、第二東京弁護士会の石井委員、以上4名の方になります。

石渡会長： 説明をありがとうございました。それでは、新任の委員の皆さまより自己紹介をお願いしたいと思います。土井委員は先ほどご挨拶をされたので、3人の方をお願いします。それでは、最初に中山委員からお願いします。

中山委員： 全く不慣れでございまして、障害のある子どもの親という立場でしか考えられないところがあると思いますが、よろしくお願いします。

石渡会長： 中山委員，ありがとうございました。では，続いて阿部（敏）委員にお願いしてよろしいでしょうか。

阿部（敏）委員： 皆さま，難病者には，「身体障害者手帳」や「愛の手帳」，「精神障害者保健福祉手帳」のような手帳が無いことはご存じですか。

難病の症状が進行すれば身体が動かなくなり，人工呼吸器を装着する段階で，「身体障害者手帳」を取得する方がいるのが実状です。

令和4年9月5日の新聞記事に，「厚生労働省が，難病患者に『登録者証』発行へ，各種手続きの手間・費用負担を軽減，対象は100万人超」というニュースが掲載されました。「登録者証」の制度化を次期国会へ，難病法改正案に盛り込む方針で提出を目指し，2024年度にも「登録者証」を発行したい考えであるという内容です。私たち難病の会も，この「登録者証」は難病者全体の利便性が高まり，官民のさまざまなサービスが使えるようになることを期待しています。

石渡会長： 阿部（敏）委員，ありがとうございました。石井委員，お願いします。

石井委員： 私は，弁護士として8年目になります。弁護士になるまでの20数年間は，臨床で看護師として医療現場で活動していました。障害者や高齢者，社会的弱者についての関心は高いので，皆さまと一緒に勉強していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

石渡会長： 石井委員，とても心強く思ひます，よろしくお願ひします。

続きまして，各専門部会委員の変更について，事務局からお願ひします。

事務局： 資料の1-2「自立支援協議会専門部会委員名簿」をご覧ください。

各専門部会の任期満了に伴い，委員の変更についてご説明します。

相談支援部会は，相談支援コトリナの阿部由美委員，国分寺市こどもの発達センターつくしんぼの井岡委員，地域共同生活支援センター・レハイムの笹本委員，国分寺市社会福祉協議会の野村委員，相談支援部会は以上4名が交代して着任しました。

就労支援部会は，ビーパスの小畑委員，国分寺市商工会の豊田委員，以上の2名が交代して着任しました。

精神保健福祉部会は，国分寺市地域活動支援センターつばさの竹内委員，国分寺市地域包括支援センターひよしの石川委員，以上2名が交代して着任しました。どうぞよろしくお願ひします。

石渡会長： ご紹介ありがとうございました。それでは，新しい委員の方も加わりましたが，国分寺市内でもいろいろなご活躍をされている方がお揃ひですので，引き続きよろしくお願ひします。

次に，「国分寺市障害者地域自立支援協議会について」，事務局から説明をお願ひします。

事務局：

新たな任期の最初の自立支援協議会になりますので、自立支援協議会の概要を簡単に説明します。

資料 1-5「国分寺市障害者地域自立支援協議会（概要）」をご覧ください。

自立支援協議会の構成としては、現在開催している全体会議が一番上にあり、その下に3つの専門部会が設置されています。専門部会は、専門知識を持った支援機関や関係機関が集まる課題解決チームで、分野ごとに具体的な協議及び取組を行います。

また、3つの専門部会には、それぞれ作業部会が設置されています。特定の課題の検討や計画の推進等を目的に設置される常設の会議です。

臨時的に設置されるワーキング・グループは、現在は設置されていません。全体会議は、専門部会及び作業部会と有機的に連携し合いながら地域課題を共有し、課題解決のための取組を進めていくこととなります。

続いて、資料2「令和4年度地域生活支援拠点等の更なる充実・強化の取組について」をご覧ください。今年度の自立支援協議会の年間テーマは昨年度に引き続き、「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化」としています。

資料2の裏面「国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況」をご覧ください。地域生活支援拠点は、障害のある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能を主に整備していくことが求められています。5つの機能とは、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門の人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりであり、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築するものです。

国分寺市では、「国分寺市障害者センター」と「KOCO・ジャム」の2か所を地域生活支援拠点としてスタートしました。令和元年度に、相談支援事業所を、令和3年度に、短期入所事業所を新たに地域生活支援拠点に加え、年々、充実を図っているところです。

資料2の表面にお戻りください。今年度の地域生活支援拠点の取組としては、体験の機会・場の活用・充実を重点テーマとして取り組んでいるところです。こちらは、後ほどの協議で詳細を説明します。

その他の取組としては、地域生活支援拠点等の拡充や運用状況の検証及び検討に取り組んでまいります。

石渡会長

説明ありがとうございました。ここまでの説明で、確認しておきたい部分などがある委員の方はいますか。ないようですので、細部については、これから入っていきますので、よろしくをお願いします。

それでは、これから皆さまにいろいろご意見を頂戴してから本日の議題に入らせていただきます。

まずは、「体験の機会・場の活用・充実の進捗状況について」ということで、今の年間テーマに関わるところです。事務局から、説明をお願いします。

事務局：

「体験の機会・場の活用・充実の進捗状況」について説明します。

資料3「体験の機会・場の活用・充実の進捗状況について」をご覧ください。

左の欄から順に、意見が出された会議名、意見の内容（要約）、取組の進捗状況を記載しています。これまで行ってきた各会議での意見聴取で出された意見のう

ち、現在取り組んでいることを資料としてまとめています。

番号1については、各通所事業所で行っている体験利用は、各事業所のボランティア扱いとなり、事業所が報酬を得られていない現状があり、報酬化することを意見としていただきました。そこで、さまざまな会議で意見をいただきながら事業所が報酬を得られる仕組みづくりを進めています。

事業所が報酬を得られることで、その事業所への通所を前提としない体験利用の実施や、体験利用の期間を延長すること、また、体験利用でも通常の利用と同一の支援内容が実施されること等が期待されます。

番号2については、以前より実施している市役所実習の内容の多様化や企業実習先の開拓をさらに充実すべく、作業部会である就労支援事業所連絡会で協議を進めています。

番号3については、精神保健福祉部会で取組を進めていますので、詳細は、後ほどの専門部会の取組状況において説明があります。

番号4については、今年度より公民館課が事務局となり、公民館障害者施策協議会という会議体が設置されましたが、各公民館で実施している事業に、障害のある方がどのようにすれば参加しやすくなるかについて、障害福祉関係者が集まって協議を進めています。

番号5から番号7については、障害のある当事者の自立や親亡き後を見据えて、地域でひとり暮らしの体験ができる場が求められています。短期入所事業所では短期間での利用にて、グループホームでは数か月単位での利用でひとり暮らしの体験を促進できるように協議を進めています。グループホームでの体験利用については、はらからの家福祉会のピア国分寺を想定して、昨年度から引き続きとなりますが、地域生活支援拠点への位置づけを協議しています。

番号8は、体験の機会・場を充実させるだけでなく、市民の方に活用していただくことも重要となりますので、ニュースレター等を活用して周知や利用の促進を図っていくことを検討しています。

各会議で出されたご意見はこれだけではなく、その他のご意見についても取り組めるものから順を追って取り組んでまいります。

また、体験の機会・場の活用充実は今年度の重点テーマではありますが、次年度以降も取組を継続していく予定です。

石渡会長：

ありがとうございました。このように部会や全体会から出た意見を整理していただきました。この「体験の機会・場」の活用・充実については、委員の皆さまもそれぞれのお立場でいろいろ経験やご意見がおありだと思しますので、委員の皆さまに、補足をしていただければと思います。佐々木委員から、ご意見を願います。

佐々木委員：

体験の場の機会の充実ということで、国分寺市身体障害者福祉協会でも国分寺市のこの取組が実施されることはうれしいと、協会のメンバーも言っています。

やはり、今まで、特にショートステイ（短期入所）では、レスパイトや短期入所でしか使えないものだと思っていたので、体験という理由でサービスを利用できるということは、大きな進歩だと捉えています。

一方で、国分寺市身体障害者福祉協会のメンバーは、中途障害の人が多くお

り、中途障害の原因はさまざまですが、なかでも脳血管障害のある方が多く、介護保険第2号被保険者に該当する方が含まれます。中途障害のある方も40歳になると介護保険第2号被保険者になります。介護保険第2号被保険者とは、40歳から64歳の方で特定疾病（法令で定められた16種類の特定疾病）が原因で介護が必要になった場合に限るとされ、介護保険のケアマネジャーが、その方の支援の中心になります。

また、介護保険のケアマネジャーに、障害福祉サービスの就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）、就労移行支援の説明を申しあげても、介護保険にはない訓練等給付については、すぐに覚えてはいただけません。

さらに、介護給付である短期入所（ショートステイ）や生活介護は、似通った用語が高齢福祉サービスにもあり、一部混乱するものがあったりします。

つまり、障害分野で働く支援者は、介護保険制度のことが良くわかっていない、一方、介護保険制度で働く支援者は、障害福祉サービスのことが良くわからないものです。

例えば、障害分野の事業所で働く人は、体験の機会の提供やバスの乗降などの交通機関等の訓練を支援することはあるのですが、介護福祉分野では、「えっ、そんなことまで支援してくれるのですか」と言われて逆に驚いたりします。

ケアマネジャーが中心になって支援が組み立てられる際にも、当事者である利用者、介護保険サービスはじめ、市内の支援関係者や病院のソーシャルワーカーにも、この「体験」という概念について、ご理解をいただけるように届けていけたらうれしいと思います。

石渡会長：

佐々木委員、大事なご指摘をありがとうございました。体験の重要性というのは、高齢者になってから介護が必要になった方にはわかっただけでない、それは、一般市民もそういうことになるのだと思いました。

中山委員、佐々木委員の意見に、いろいろ共感するところもおありだったのではないかと思うのですが、知的障害のある子を持つ親の会というお立場でこの体験の機会というのをどのように捉えておられるか、お聞かせください。

中山委員：

知的障害のある人というのは、いろいろなことを覚えて、習得していくのに一般の人に比べてやはり時間がかかるということと、小さなうちから少しずつこつこつといろいろなことを積み重ねていくことが大切だと思っています。

自身も経験上、細かいことを積み重ねていく部分の意識というのが、自分の子どもが小さい頃はなかなか持てなくて、足りていなかったことがあるなど今になって感じることも多いです。

親がそういう体験の大切さという視点を、自分の子どもの幼少期に持てるかという、なかなか難しい点もあるのではないかと思うので、事業所の方や相談支援専門員にアドバイスをいただき、親の背中を少し押ししてもらえたら良いと思いました。

子どもの通所先は、親は1回行くところを決めたら、継続して通ってくれたら良いと願うのですが、そういうことが難しくなった時に、いろいろ体験できる場というのは必要だと思います。その際の体験は、結構時間をかけてやらないと、その通所の場になじめるのか、本人に合っているのかはわからないと思うの

で、今の学校生活の中で実習に行ったりするだけではなく、学校を卒業後もいつでも体験ができる場があると良いと思います。

また、学生中の実習は、卒後の通所先の体験をするために、学校の学生生活の貴重な時間を削ってまでもとは思いますが、障害のある子とはいえ、学校生活という貴重な体験や青春を謳歌してほしいと思いますので、高等学校を卒業してからワンステップ踏んで、通所先をじっくり見極めるような時間が持てても良いと思いました。

石渡会長： 中山委員，ありがとうございました。「体験をする」ことで、ご本人のいろいろな力が引き出されるというお話しは、私たちも実感させられていますので、また引き続きよろしくをお願いします。

それでは、寒川委員，体験の機会の提供について、ご意見ををお願いします。

寒川委員： 事務局からご報告があったように、家族から自立した生活を送るために体験の機会の場としてグループホームを活用できることは、ご本人にとっても、ご家族にとっても安心してチャレンジできる場になると思っています。

また、子どもの幼い時から家族が情報を知っておくことで、安心して子育てができる社会資源の一つになるとも思っています。私も子育て中なので、家族の立場でも当事者としてもとても共感した内容だなと感じています。未来に向けたとても大切な視点で取り組んでいただいていることがとてもうれしく感じました。

そのほかにグループホームは市民の方と同等に、今、精神科病院で入院しておられる方にも、いつでも利用できるようにしていただけたらと思っています。

体験の場は、入院中の方にとって、入院前の社会と入院中の生活、そして退院した社会をつないでくれる大切な役割になっていると思っています。白色に統一された病棟から何年も何十年もたってから地域に帰ってくることを想像すると、グループホームの持つ役割が重要なのがとてもよくわかります。そして、体験の場を利用する際には、ぜひピアサポーターの方のご活用もご検討いただきたいと思います。

私がピアサポーターを始める前には、個別支援としてピアの先輩方が地域生活の案内役を務めていただいたことがあり、退院につながった方もおられます。

私も数年前に一度患者さんと国分寺駅の周りでお食事をしたり、家電量販店を見に行ったりしたことがあります。その際に「退院したら自転車を買って少し遠くまでサイクリングに行きたい」と教えていただきました。ところが、残念なことにその方は今も入院中だと聞いています。

私としては、もう少し関わりが持てる定期的な機会があったら良いなと感じました。体験の機会や場を充実させるためにも、利用者の方と対等の立場で携われるピアの方の活躍もお願いします。

石渡会長： 寒川委員，ありがとうございました。病院から地域へ移行するにあたり、グループホームの体験は大きいですし、寒川委員が「退院したらサイクリングに行きたい」など、夢が持てるきっかけにピアサポーターの活躍があると思いますので、またよろしくをお願いします。

それでは阿部（敏）委員，先ほど自己紹介のところで、難病のある方のいろいろな難しさもお話しくささいましたが、ぜひこの体験ということについてもご意

見をお聞かせください。

阿部（敏）委員： 難病の会のメンバーで、就労に結びついた方は、難病の会が発足してから三人程います。一人は、働いている職場で倒れて、救急車で搬送されて、その疾病が原因で職場に戻れない方、もう一人は、就労に関する事業所で働いていて、もう一人は、市内の事業所で働いていましたが、各々病気の進行が早くて、現在は在宅でヘルパーの協力を得て、日常生活をおくられています。

今でも、難病のある方は、障害者の手帳が無いために使えない福祉サービスがあります。一応、生活給付はあるのですが、ハードルがなかなか高くて、市役所でも認めてもらえないことが多くあります。今回、メディアでも報じられた、「難病患者に2024年度にも「登録者証」を発行」が実施されれば、もう少し支援の幅が拡大されることが期待されます。

ただし、難病というのは大変に進行が早い場合もありますが、見た目には健常者と同じと捉えられます。皆さまにも、難病の進行について理解をいただき、これから発行される難病患者の「登録者証」も、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」など各種手帳と区別しないで、それらの手帳と同様に、各種福祉サービスを提供いただけたらと思います。

石渡会長： 阿部（敏）委員ありがとうございました。いろいろな必要がありながら、そこにサービスが届かない場合、それを何とかしたいと相談支援部会でも検討を重ねてきたと思うのですが、それらについて土井副会長に、発言をお願いします。

土井副会長： 今、市内の障害者施設の担当者が集まる意見交換会に参加させていただいておりますが、その会議では、市内の社会資源でもある各事業所が、体験の場・機会を提供できないだろうかということについて活発に議論しているところです。

体験の機会として、グループホームの入居を前提にした体験利用は頻回に使われていますが、先ほどもお話しがありました通所利用の前に、「この事業所は本人に合っているかどうか」という体験利用は、事業所に報酬が出ないという課題もあり、この事業所を使うという前提の体験実施も、事業所のミスマッチを防ぐためには大きな意味があると思います。しかし、それだけでは不十分だと我々は考えています。

というのは、例えば、グループホームの体験利用では、通過型ではなくて滞在型のグループホームで、市内のグループホームが全部満床になってしまったら、体験利用をどこでやるのか、という話になってしまいます。ですから、サービスを利用するための体験と、いわゆる地域生活支援拠点が考える体験の場の提供というのは、ある程度重なる部分もあるのだが、別にしっかり考えて用意していかなければならないという課題があると考えています。

そのように社会資源の活用という点で、昨年度から短期入所が地域生活支援拠点に組み入れられました。市内の短期入所を運営する事業者から話を聞くと、短期入所と一口にいても特徴があります。グループホームのような内部で共有の部分があるタイプの短期入所の構造のところもあれば、ワンルームマンションのような外廊下でつながっているタイプのところもある。そうすると、それらを活用し、ここならば、短期間ではあるが、グループホーム体験ができるのではないかと、または、保護しなければいけないような緊急の対応の体験ができるのではな

いか、あるいは、一人暮らしという体験もできるのではないかと、などさまざまな機能が考えられますので、そのような特色も生かしながら検討できればと思います。

これはまだ未確定ですが、社会福祉法人はらからの家福社会のグループホームを地域生活支援拠点に組み入れることができれば、中期的な宿泊体験、生活体験も可能となります。例えば、1カ月から月単位で、宿泊の体験に加え、一人で暮らす経験も可能となります。グループホームに宿泊するだけでなく、グループホームに住みながら、そこからさらに別のサービスの体験をする。例えば、訪問看護のサービスを利用するなど、あるいは、知的障害のある方でいうと、移動支援のサービスを利用して、「今日は目黒にサンマを食べに行こうか」など、そういう話もしながら日々、暮らししていく体験につながるのではないかと考えます。

また、地域活動支援センターが市内に3か所ありますが、こちらは非常に間口の広いサービスで、敷居が低いサービスになります。

これらの地域活動支援センターでは、登録者に限定しないような体験プログラムを先行してやられている地域活動支援センターがありますし、そのなかで、いろいろな障害のある方、暮らしにくさのある方が気軽に参加できるように工夫されたプログラムがあります。例えば、詐欺防止、電子マネーの講座などですが、就労移行支援事業所でもやっていることかもしれませんが、そういったところを横断的に「どうぞ自由に参加してください」と、地域活動支援センターとして協力してできないだろうか、と昨今の社会資源、いわゆる福祉的なサービスだけではなくて公民館や地域センター、各種団体で調理はじめいろいろな体験を市内で行っていますので、そういった情報もできる限り総合的に集約して、それを支援者も共有化して利用者に伝えていける、そのような取組についてもしっかり考えていきたいところです。

体験というのは非常に幅が広いし、いろいろな種類の体験というものがあると思います。一概にこれですとは言えず、やはり皆さまで協力して、少しでも当事者のニーズ一つひとつに答えられるように工夫をしていきたいと考えています。

石渡会長：

土井副会長、ありがとうございました。体験で宿泊するというだけでなく、まさに「暮らしの体験」と話された点は、私自身の胸にも響きました。それは、一人ひとりのニーズが違ってくると思うのですが、それには、いろいろな事業所や支援者の協力が必要なんだと改めて思いました。

今、体験の場の活用・充実ということで委員の皆さまからの補足も含めてお話を伺ったのですが、今までのお話の中で質問やご意見おありの委員はいますか。はい、毛塚委員、お願いします。

毛塚委員：

皆さまお話ありがとうございました。今、寒川委員の意見を聞いて、少しこちらが思うところをお話できればと思いました。

精神障害のある方の場合は、長期入院という問題が国分寺市のみならず、日本全国の課題として取り上げられています。先だって、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）について、今年の国連会議で、障害者権利委員会から日本政府に対して勧告が出されました。なかでも、「19条：自立した生活及び地域生活への包容」では、「精神科病院に入院している障害者のすべてのケースを見

直し、無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。」と改善が指摘されています。

それらから、入院されている方、もしくは他の障害のある方、他の障害の分野でも施設から地域移行という問題も含まれるなかでは、今、地域で暮らされている方のみならず、入院されている方や施設に入居されている方の体験の場というところもやはり重要になります。

今回4人の意見を聞いていて、そこに向けても考えていく必要があると思ったので、感想になりますが、話をさせていただきました。

石渡会長：

毛塚委員、ご意見ありがとうございました。今、毛塚委員がお話しされましたが、障害のある人の人権や自由を守ることを定めた障害者権利条約に基づき、日本政府はどのような取組をしてきたのか、国連の権利委員会による初めての審査が8月22日と23日にスイスのジュネーブで行われ、9月9日に日本政府に総括所見・改善勧告が公表されました。

そこで、精神科の病院に入院している方、障害者施設に入所している方の地域移行が強く言われていて、各地域で実現していくためには、教育と共に大きなことだと思いますので、ここの全体会のこの場でもまたいろいろなご意見を伺えたらと思います。

それでは、専門部会の令和4年度の取組について、各部会長からご説明をお願いしたいと思います。最初に、相談支援部会長の伊佐委員より、お願いします。

伊佐委員：

相談支援部会からの報告は、資料4-2をご覧ください。

相談支援部会では、令和4年度の重点的な取組として、一点目は、災害対策に関する取組の検討、二点目は、緊急を緊急にしないための取組に関する検討をテーマにして活動を行っています。

実際の活動状況に関しては、資料4-2の表をご覧ください。

相談支援部会は、5月と9月の2回開催しました。

相談支援事業所連絡会は、毎月開催し、ここまで6回実施するなかで、事例検討のほか、ブラッシュアップ研修などを行っています。

障害児通所支援事業所連絡会は、7月に開催して意見交換を行いました。

これらの活動から見てきたことですが、まず、「災害対策に関する取組の検討」は、令和3年度から研修等を行ってきて、具体的にどんな取組を強化していくべきか、というような具体的な意見交換を実施しています。なかでも、支援者として知っておくべき情報や整備すべき課題というのが徐々に明らかになってきたと思います。

例えば、既存のシステムとして、避難行動要支援者リストがあります。これらの内容について、正確に把握することや、二次避難所に指定されている事業所もあり、実際どのように制度を運用すべきか、また、情報アクセシビリティに関しては、避難所に行った際に、障害のある方が誰に何を聞いたら良いか、どの人に聞いたら良いかが実際、分らなかったという課題もあります。

さらに、災害の種類や状況によっては自宅での避難も選択の一つとして提示されています。その際に、避難をした自宅で、被災情報をどう受け取れるのかも大

事なことで、この情報アクセシビリティというのは大きな課題ではないかという話もありました。

安否確認の方法としては、先ほどありました避難行動要支援者リストもそうですが、日中でしたら、通所先で安否確認ができるが、夜間帯や移動中ではどうなのかを考えると、どこから確認を入れるのか、またそれが重複しないで、さらに連絡網から漏れる人がいないかなど、再度、整理していかないといけないと思います。

当初、市の防災安全課から職員を招いてお話を聞くという予定があったのですが、今年度は、支援者として上記の情報を整理して、防災のシステムについて事前に勉強をするなどして、今回出てきた課題等を市の防災安全課の方とも確認をしつつ、研修等を行えば良いのではと話しています。そこで、次年度に、具体的な取組へとつなげられたらと考えています。

次は、「緊急を緊急にしないための取組に関する検討」です。今、いろいろな話がありましたが、体験の機会・場というものの充実に向けて考えています。そのなかで、体験の場を失敗の場にしないということは、大切だということが話されています。逆に、あまりに支援を手厚くしてしまうと、実際に、利用した時と差が出てきてしまうということで、この方のニーズは何なのか、それぞれの事業所で提供できるものは何なのか、先ほど、土井副会長からもお話がありましたが、それぞれの事業所の特徴で利用の使い方も変わってきます。さらに、ここにあるように、その方のライフステージによってもニーズが違いますし、その方のアセスメントなどを重要視しながら、その方とのニーズをマッチさせるということが非常に重要だと思います。

そのなかで、相談支援専門員の役割というのが、やはり利用者が実際にどういうことをやっていきたいか、今後の生活を想定した際に、どのような体験をしていったら良いのか、ということと一緒に考えていく寄り添った支援が必要ということが考えられています。特に、短期入所やグループホームに関しては、実際にどのような現状があるのかということ相談支援部会でも、ショートステイで支援している方がいましたので、児童の場合の利用手順をおうかがいしました。

いきなり親と別れて一人で支援者とのお泊りは難しいので、数時間ずつ利用時間を伸ばして、何回か経て夕食まで、そして次に、寝る準備までなど、そのお子さまの心配な部分はどこにあるかなど丁寧なアセスメントをしながら、じっくりと時間をかけて体験をしていますと報告されました。そこから体験の機会というのは1回限りで終わりではなく、セミ・ロングで使用する方や、それぞれの人によって利用ステップが違うということ今一度確認しています。

今後も、国分寺市障害者施設担当者意見交換会やグループホーム、ショートステイを受け入れている施設の方で意見交換を重ねたものを、相談支援部会でもまた聞かせていただいて、実際の現状に合った使い方というのを今後、検討していけたらと考えています。

障害児通所支援事業所連絡会は、新型コロナウイルス感染防止対策を取りながらの活動やイベントに関しては、やはりなかなか困難であり、子どもに夏休みを十分に遊んで、楽しんでいただきたいが、どういうふうにプログラムを運用でき

るかという情報共有、そしてコロナ禍でも災害時の訓練等をどのように活動の中に組み入れていけるかなどが提供されているので、引き続き意見交換を続けていきます。また、不登校の子どもへの対応は、特に学校との連携が必須となり、今後、この連携を強化していくためには、これからも引き続き検討していくということになっています。

相談支援事業所連絡会では、児童から成人への転換のケース検討を3回実施し、また相談支援のスキルアップを目的としたブラッシュアップ研修に参加するなど、相談支援の質の向上とライフステージの切れ目のない相談支援について継続して取り組んでいるところです。

今後の活動予定に関しては、第3回相談支援部会を令和5年2月に開催し、相談支援事業所連絡会は毎月開催していく予定です。また、第2回障害児通所支援事業所連絡会も2月に開催を予定しています。

石渡会長：

伊佐委員、相談支援部会の取組について、丁寧なご説明をありがとうございました。一人ひとりの個別の支援、それからライフステージに応じた支援等を丁寧にされているのが良くわかりました。そして、災害についても大きな課題があり、各地で検討が重ねられているところです。社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の北邑委員、社会福祉協議会としても検討を重ねてきてくださっていますが、少しご紹介いただけますでしょうか。

北邑委員：

国分寺市の社会福祉協議会での災害の取組を二点報告します。

まず職員の行動マニュアルを作成しています。初動マニュアルを作成し、職員間で適宜見直しと修正を行いながら更新させています。災害後の事業の継続、復旧を図るためには、事業継続計画（Business Continuity Planning：災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画）が必要となると言われていますが、まだ完成には至っていないのが実状です。今は、災害発生時に、事業ごとに何を優先し、優先順位はどうするのかという洗い出しを行っています。

社会福祉協議会の一事業である地域福祉権利擁護事業は、利用される個人との契約により、定期的な家庭訪問において金銭管理サービスや福祉サービス利用援助事業を行う事業です。コロナ禍で利用されている方が、新型コロナウイルスの感染を危惧することを理由に、支援の延期または中止を申告される方もありました。一方で、支援を行う側の社会福祉協議会の専門員や生活支援員も新型コロナウイルスに感染した際は、同部署内の職員が代行することで事なきを得ました。

これが、未曾有の大災害にみまわれた場合に、社会福祉法人の担当の職員が誰も出勤出来なかった場合も想定しなければならないと思いました。その場合、どこに代行を依頼したら良いか、そして、代行者がこの業務の経験が全くない場合、業務の行動マニュアルがあったとしても、果たして速やかに業務が滞らないで遂行できるのか、実施訓練等を行い、事業継続計画に反映がされなくてはと改めて考えた次第です。

もう一点は、社会福祉協議会は、市との協定のもと「災害ボランティアセンター」を設置することが決まっています。

「災害ボランティアセンター」は、避難所や在宅で避難されている方のニーズを集約する役目もあるのですが、そのセンターの職員体制をどのように整えれば

良いのか、他区の災害ボランティアセンターの多くは、社会福祉協議会の職員以外の協力者を得ながら運営するという実態だと聞きます。そうすると、国分寺市でも、社会福祉協議会が中心となり、日頃から、地域の住民の皆さまや関係機関と情報を共有しながら、お互いの顔の見える関係を形成することが、この防災・災害対策につながるのだと考えます。

国分寺市社会福祉協議会は、災害に関して市との協定以外にも、平成29年度に、国分寺青年会議所と「災害時における協力に関する協定」を締結して以降、年に1回研修を実施するほか、合同訓練を行うことを目的に、新たな関係団体との連携も図っているところです。引き続きよろしく申し上げます。

石渡会長：

北邑委員、ありがとうございました。社会福祉協議会はいろいろな委託業務もされて大変だと思いますが、地域の人との連携について報告くださり、今後も地域でのネットワーキングを上手につくっていただけたらと改めて思いました。引き続き、よろしく申し上げます。

さて、地域包括支援センターもとまちのセンター長でおられる長畑委員にも、高齢分野の災害対策について説明をお願いします。

長畑委員：

高齢分野では、令和3年4月の介護保険制度の改正により、令和5年度末までに、安否確認等を含めた事業継続計画（BCP）の策定が義務づけられています。

北邑委員の報告にもありましたが、高齢分野も事業継続計画を立てている途上ですが、なかなか実効性のある計画を立てにくい現実があります。

例えば、我々の地域包括支援センターもとまちの職員には、国分寺市民が一人もおらず、全員、市外在住の職員で構成されています。12年前の3月11日、私は今勤める、地域包括支援センターもとまちで勤務していました。皆さまの記憶にもあると思いますが、地震直後、地域包括支援センターの電話は一切つながらなくなり、連絡がどこにも取れなくなりました。当時、交通の大渋滞で地域が寸断される厳しい現実があったことを思い出して、ある程度のことを頭に入れながら事業継続計画（BCP）を策定しているのですが、良い計画書がなかなかつくりづらい状況にあります。

先ほど、伊佐委員のお話を聞き、災害の発生時間帯も非常に大きく影響するのではないかと懸念しています。国分寺市の避難行動要支援者登録制度は、高齢者も対象となっています。要援護者登録制度は行政の職員の方が詳しいと思いますが、行政職員、民生委員も災害後のご本人の安否確認に奔走し、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーも確認に行き、各事業所の職員も心配して走り廻りました。ご本人の安否確認を重ねてすることは良いことではあります、やはり非効率な部分もあります。

今後、市の避難行動要支援者登録制度にも個別支援計画書等の作成が伴うとの話も立ち上がっていると伺っていますので、各事業所の事業継続計画（BCP）も立ち上げている状況もあり、それらの制度の横串がどのように通っていくのか、そこも今後、大事な観点であると思っています。

例えば、集合住宅でもそれぞれ事業継続計画（BCP）に取り組んでいますし、公営の集合住宅では要援護者の各種サポートをするところもあります。これらの数多く策定されてきた事業継続計画（BCP）をどうやって横の連携をはかりなが

ら、震災に限らず各種の災害レベルにおいて、効果的な連携がとれるかというところが、今後の課題になるのではないかと高齢分野では考えているところです。

石渡会長：

長畑委員，具体的な内容の説明をありがとうございました。災害時に支援者はどのように動いたら良いのか，個別計画等が作成されても，支援の重なり部分をどうやって横の連携をとりながら整えていくのか，というところまで大変に納得させられました。

それでは，次に，先程，障害児通所支援事業所連絡会の話も出ましたが，ハッピーテラスの高橋委員，報告をお願いします。

高橋委員：

先程の伊佐委員の報告と重なるところがありますが，ご容赦ください。

最初に，障害児通所支援事業所連絡会のメンバーですが，未就学の幼児が通所する児童発達支援事業所と小学1年生から高校3年生までが利用する放課後等デイサービスの職員が集って，本連絡会を年2回開催しています。

令和4年度第1回障害児通所支援事業所連絡会は，7月12日にリオンホールで開催しました。連絡会の内容は，各事業所の近況報告にて，事業所の空き情報の他，次年度の新1年生の動向について共有しました。その他，夏休み等の長期休暇の利用に関して，さらに，新型コロナウイルス感染予防対策を設けながらの各事業所のイベント等取組の情報を共有しました。

各事業所の現況ですが，新型コロナウイルス感染の影響を鑑みると，この感染が拡大してこの2年間，子どもたちに少なからず影響がでています。子どもの体力面や活動の低下や学校の行き渋りなど，私の所属する事業所でも散見されています。学校やご家庭でも，子どもの生活リズム調整が難しくなり，不登校についてもケースも個別さまざまで，それに伴って課題も多くなっています。

今後，各事業所と保護者，学校，そして医療機関も含めて，各専門機関の連携やつながりの事例などを発表いただくなど，話を進めているところです。

そのなかで，やはり一事業所だけで，学校と単独で連携するというのは難しいところもあり，地域内で連携していくことが大事であり，就学する際は，地域で連携するネットワークの中に，事業所も加わり，就学相談に入っていけるような仕組みづくりに関する意見や，中学校や高等学校への進学，その先の就労に向けて，子どもの成長に合わせた支援体制が築ければ良いとの意見もありました。

このように，毎回の障害児通所支援事業所連絡会で，行政にも加わっていただきながら，国分寺市で私たち事業所ができることについて意見交換を進めているところです。次回は，令和5年2月7日の開催を予定しています。

石渡会長：

高橋委員，ありがとうございました。子どもの支援の部分は，なかなか見えずらいことが多く，小学校の入学，中学校，高等学校への進学なども視野に入れて支援に動いてくださっているのは大変にありがたいと改めて思いました。

今，地域の災害や子どもの支援についてお話が出ましたが，お聞きになっていて何かご意見のある方はいますか。はい，佐々木委員，お願いします。

佐々木委員：

相談支援部会の報告の中で災害対策のことが出たので，その点を補足します。

我々，国分寺市身体障害者福祉協会は当事者の集まりになります。身体障害の種類は広く，多様な障害のある方が所属しています。

そのなかで，災害時に特に気がかりになるのが，聴覚障害のある方，盲ろうの

方です。高齢の方も多く、高齢福祉の分野にも関わることと思います。

それから、人工呼吸器や医療的ケアがあり在宅でいる方、それから情報障害がある失語症の方、聞いても見ても読んでもわからない方もなかにはおられます。対象者の総数は、2桁から3桁以上の方がいると思われれます。

そこで、当会では12年前の3月11日の教訓を得て、処方された薬を1週間分程余計にもらっておくように、また、災害時の想定を自らも考えて準備できるように話しています。ここでは、金銭面を心配せずに、ひとまず机上で考える機会を設け、各家庭でも事前の心構えや準備を進めていただければと思いますし、さらに、障害ごとに準備の方法は異なりますから、個別に対応いただければと、今聞いていて思いましたのでよろしくお願いします。

石渡会長：

佐々木委員、ありがとうございました。身体障害者は人数も多いので、求められる支援も多様で変化に富んだものになる、そのところは、相談支援専門員がついていたら、一緒に確認していただき、地域での連携も大事になってくるだろうと改めて思いました。

ほかに何かお気づきの方はいますか、いないようでしたら、今の佐々木委員のご意見等も踏まえて、伊佐委員、改めてお願いします。

伊佐委員：

皆さま、ありがとうございました。それぞれのお話を聞きながら、どこにも所属しておられない方の支援というのが、やはりこれからの地域課題になっていくだろうと思いました。

自分で対策を考えるということに関しては、これは国分寺市障害者センター内の地域活動支援センターつばさで、プログラムを準備しており、昨年度から実施しています。社会福祉協議会にも協力をいただき、ゲームで防災を学んだり、非常用の袋の中身について、皆で一緒に考えるというワークに取り組みます。

利用者にお聞きすると、非常用の袋を部屋に用意している方も非常に少なく、具体的に皆で考えることで、実際に事前の準備が進められることが期待されます。

地域活動支援センターつばさの登録がなくてもこのプログラムに参加できます。今後とも、話し合う機会をあちこちで設けていくことが、防災のきっかけになれば良いと思ってご紹介します。

石渡会長：

伊佐委員、ありがとうございました。今、伊佐委員や佐々木委員も説明くださいましたが、障害のある方が、ご自身で何ができるかということを考える機会を設けることもまた大事な取組になります。引き続き、よろしくお願いします。

それでは、次に、就労支援部会長の池田委員から報告をお願いします。

池田委員：

資料4-2の3ページ、令和4年度就労支援部会の中間活動報告書をご覧ください。今年度の主な取組内容としては、4つ挙げさせていただいています。

一点目は、就労支援に関する地域の課題の掘り起こしと各課題解決のために必要な取組についての協議、二点目は、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク（以下、「お仕事ネットワーク」という。）価格表の活用についての協議、三点目は、商業施設での販売会の充実についての協議、最後に、都立武蔵台学園の見学及び関係者による意見交換の実施が、就労支援部会の主な取組内容として計画させていただきました。

活動の状況については、同ページの下部をそれぞれご覧ください。

今年度の就労支援部会は、第1回目を5月に、第2回目を9月に開催しまして、第3回目の開催を令和5年2月に予定しています。

その次に、成果・活動から見えてきたことを説明させていただきます。

就労支援部会の上半期の活動は、主に、就労支援部会の作業部会である「農福連携に関する協議」、「お仕事ネットワーク」と「就労支援事業所連絡会」の取組状況について情報共有することを中心に運営させていただきました。

まず、「農福連携に関する協議」については、今は大きな進展はありません。

「お仕事ネットワーク」に関しては、お仕事ネットワークの価格表を用いて、除草や落ち葉掃き、農具の片づけなどの受注ができるように、今後、改めて市内の農家や、JA東京むさし、障害者就労支援事業所、国分寺市役所経済課、障害福祉課等で協議を開催して進めていければと考えています。

お仕事ネットワークにおける共同受注に関しては、さまざまな形態がありますが、市内では、内職作業を多く受注させていただいています。今後は、作業の標準化や品質の均一化を図るために、各種工夫が必要だと考えていて、次回の定例会等で整理をしていく予定になっています。

令和4年度の取組内容の重点課題に挙げた、お仕事ネットワークの価格表が完成しました。周知チラシを商工会の会議の場で配布し、説明する機会を設けるほか、今後も、さまざまな形でPRする活動を行っていく予定になっています。

この価格表を市報にも掲載いただきまして、実際に、作業の依頼が数件入っていて、ネットワークに加盟している事業所が協力して作業の依頼を受けているという状況になっています。今後とも情報共有をしながら、価格表が活用されることで障害者の作業や収入の拡充につながっていければ良いと考えています。

「就労移行支援事業所連絡会」が、令和3年度まで開催されていましたが、令和4年度から、就労移行支援事業所だけに限らず、一般就労を支援する事業所や就労継続支援A型・B型の事業所も参加を可能とし「就労支援事業所連絡会」と名称を変更して開催しています。市内の各事業所でも障害者就労・雇用に向けての情報や各事業所の取組状況について共有させていただいています。

地域における実習先の開拓に関しては、国分寺市との地域活性化包括連携協定を結んでくださっていますマルイ国分寺店にて、2日間、各1名の実習生を受け入れていただいています。現在、令和4年度内にもう1度、実習受入れが可能か否か、調整させていただいています。

その他の実習受入れ先については、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてから受入れを再開しますという回答があり、実習ができない状況が続いています。庁内実習等は、概ね予定どおりに実施しています。今後も実習の機会、体験の場ということについて、調整をはかりできる限り多くの皆さまが参加できるように進めています。

そして、市内就労支援事業所が特別支援学校の見学や意見交換を行うことで、円滑な就労支援事業所への移行、効果的な学校実習につなげることを目的にして、都立武蔵台学園への見学会を11月29日の火曜日に予定しています。これについては、市内の就労支援事業所等にご案内させていただき、皆さまが参加で

きるようにと検討していきます。

今後の活動予定は、以下に記載されているとおり、第3回就労支援部会を2月7日に開催します。また、障害者週間の行事に販売会を行う予定となっていて、12月3日と4日、お仕事ネットワークの加盟団体による自主製品などの販売、クラフト品などのワークショップを計画しています。

石渡会長： 池田委員，ありがとうございました。国分寺という地域に根付いたお仕事ネットワークの活動は、いつも素晴らしいと拝聴しています。

それでは、立川のハローワークのお立場で実習などに取り組んでいる成島委員に、今、お感じになっていることや報告等をお願いします。

成島委員： ハローワークは、最終的に就職や企業の方の採用を目的としている機関です。就職のための実習は、採用につながる実習ということで、各企業の担当者の依頼を受けているような状況になっています。

例えば、障害者の雇用率を達成していない企業に対しては、初めて障害者を雇う会社もあるため、「企業内の実習からいかがですか」とハローワークから企業にお話をさせていただいて、実習の後に、求人票を出していただいて実際に面接という流れという形で行っているところもあります。

雇用側の担当者からは、社内で障害のある方を雇ったことがないので、どのようにして障害者と接して良いかわからないという社員の声が寄せられていると聞きます。この実習を通して、実習生の障害特性や合理的配慮の点など、そういったことも企業の社員にご理解いただくような機会になっています。

先日も企業で実習を希望する方の面談会を2日にわたって開催し、計18名の方の参加がありました。そして、面談終了後に、企業側から実習生を選定してもらい、その後、実習を開始するという流れを予定しているところです。

石渡会長： 成島委員，ありがとうございました。実習というのは、企業にとっても、さまざまな意味あいがあるのだということを改めて思いました。

それでは、11月に見学会の開催が予定されている東京都立武蔵台学園の教諭、山本委員に学校側の期待等をお話いただければと思います。

山本委員： 令和4年11月29日に、東京都立武蔵台学園の見学会を予定しています。学校の就労に向けた授業を見学していただき、そこでどのような指導、支援をしているかを見ていただきたいと思います。見学後、参加された皆さまからは、アドバイスやご意見をお聞かせいただければと思っており、学校と就労先と連携した支援につながることを期待しています。

本校を見学いただく皆さまには、地域の各事業所で新卒者を受け入れるに当たって、どのような思いで受け入れてくださっているのか、また、進路等に関して、学校への要望等があるのかということもお聞きできたら良いと思います。

本校としましては、先ほども言いましたが、どのような意図でその授業を展開しているか、失敗例を含めてお話しして、皆さまのご意見を伺えたら良いと考えています。

石渡会長 山本委員，ありがとうございます。先ほど児童のお話にもありましたが、教育と福祉がどのようにつながっていくのかが非常に重要なテーマになってくると思います。ですからこの学校見学会が良いきっかけになるようにと願っています。

こちらの就労支援についても、何かお気づきの委員の方はいますか。いないようですので、二人のご意見等も踏まえて、池田委員より発言をお願いします。

池田委員：

皆さま、ご意見をありがとうございます。職場実習に関して、一つは、ハローワークからも情報をいただけるような採用に向けての実習、それとは別に、今回、マルイ国分寺店さまで受け入れてくださったのが、採用につながる前の準備の期間に、働くイメージづくりの体験としての実習、そのようにさまざまなタイプの実習があると思います。

また、各実習には、それぞれ大切な目的があると思います。国分寺市障害者就労支援センターの登録者及び市内の就労支援事業所に通所されているご利用者の皆さまに、まず企業で働くイメージづくりを目的とする体験としての実習なのか、採用してもらいたいという実習なのか、お互いに大切な機会になるかと思えますので、今ご本人がどういう状況で何を希望されているのかということの聞き取りをしながら支援を進めていかなければいけないと思っています。

特別支援学校の見学会に関しては、国分寺市障害者就労支援センターでは、学校から通所先の事業所への実習の受入れや、学校を卒業して新規で就職をされる方の引き継ぎケースも多くあります。今まで学校と連携する機会は多かったのですが、学校の授業の現場というのはなかなか見学する機会がなかったので、これを機会に教育と福祉の連携がぜひ円滑にスムーズに引き継ぎができるような形をつくっていく機会にしていけたらと思います。

石渡会長：

池田委員、ありがとうございました。就労支援部会のご報告をまたお聞きできたらと思います。引き続き、よろしくお願いします。

それでは最後に、精神保健福祉部会長の毛塚委員にご報告をお願いします。

毛塚委員：

精神保健福祉部会の中間活動を報告します。引き続き、資料 4-2 の5ページをご覧ください。全体を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けての協議を、令和 4 年度も、昨年度に引き続き実施していきます。ここでは、入院している方も含めた地域包括ケアシステムについて話しています。

①地域生活支援拠点の機能について、また、②精神障害者に必要な緊急時の支援についてニーズの整理や必要な機能について、これらは引き続き後半の部会の活動の中で話を詰めていこうと思います。③教育分野のこころの健康に関する支援の現状や課題の共有及び普及啓発について、④精神障害当事者の方からの生活状況や暮らしのニーズ等のヒアリングを行う、⑤「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に欠かせない要素である居住支援の実際について現状の把握をします。最後に、⑥地域移行等支援連絡会にて、「退院意欲喚起のためのツール作成」など退院支援の体制構築の取組を進め、近隣市の精神科病院へのアプローチを重ねるという活動を行っているところです。

活動内容及びスケジュールに関しては、資料 4-2、5ページをご覧ください。

次の 6 ページでは、成果・活動から見えてきたことなどの報告も兼ねて、お話しできればと思います。

長期入院されている国分寺市民の方への地域移行支援や地域定着支援を促進していくために、ワーキング・グループを令和 3 年度より開始し、令和 4 年度に

作業部会とし、地域移行等支援連絡会と名称を改めて定期的で開催していくことになりました。令和4年度は、ほぼ月1回、開催してきました。それにより、「退院意欲喚起のためのツール」は、主に入院されている方の意欲喚起のためのツールですが、その作成に時間を割くことができ、当部会の構成員と視聴し、その意見をツール作成に反映させることができました。

そうして制作した動画を今日、この全体会の開催前に披露させていただきました。また、この全体会の前に、YouTubeの視聴URLをお知らせしたので、事前にご覧いただいたかもしれません。

今後、この動画を近隣市の病院の職員にもご覧いただいて、感想をお伺いしたいと思います。事前に、ご覧いただいた病院の一部の職員から高い評価をお寄せくださり、入院患者さんのためのツールではあるが、病院で働く看護師や作業療法士、相談員、病院職員にも見てもらいたい内容だという感想もありました。

当部会としては、他の病院にも見ていただき、医療機関や病院以外の場面での活用もできるのではないかとということも検討しています。

また、今回制作した内容が、地域のグループホームの紹介に限定したものであるため、当部会員からも、また事前にご覧いただいた病院の方からも続編の要望が寄せられています。

医療機関との連携では、基幹相談支援センターのネットワーク研修Ⅰ（地域移行）を6月に実施し、詳細は割愛しますが、各病院の方の話を聞き、参加した市内の事業所の方からは、病院の取組内容が良くわかり、市民の方への支援として、通院や入退院の連携等も病院の方と一緒に実施できそうだとの感想の他、病院は敷居が高いという印象があったが、より身近な地域の関係機関として感じられた、本研修の場それ自体がありがたいということも聞き、ネットワーク研修Ⅰそれ自体の役割も退院を進めていくための一ツールとして成り立っているのだと改めて感じました。

精神保健福祉の普及啓発については、市立小中学校の養護教諭の研修会へ参加し、市内の精神保健福祉に関する相談機関や相談方法等の情報発信をさせていただきました。私たちの発表の前に、市内のスクールソーシャルワーカーの発表会が開催されたので、そのスクールソーシャルワーカーの方たちも私たちの発表を一緒に聞いていただき、その中でスクールソーシャルワーカーの方も市内の情報がわかったので今後、連携していきたいという話も出ました。また、養護教諭からも、市内のどこにどういった事業所があって、どのような相談をすれば良いかがわかって助かったという意見がありました。今後も、引き続きこのような情報発信の場があるとありがたいという話だったので、このような機会をつくっていただけると良いと思いました。

また、ご存じの方もいると思いますが、高等学校の保健体育の教科書に、令和4年度から、精神疾患や精神保健福祉等の記述が40年ぶりに復活しました。今後は、市内にも高等学校がありますので、授業への関わりも含めて、若年層の方への普及啓発もしていけたらと思っています。引き続き、市内の学校の先生方には、いろいろと直接お話しさせていただける機会があればと考えていますのでよろしく願いいたします。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」においても、重要な機能を担う地域生活支援拠点の機能の充実に向けて、地域移行支援にも関わってくる「体験の機会・場」の在り方について協議を重ね、支援方法の拡充を見出していきたいと思っています。

この件に関して、冒頭の体験の場の話で、1カ月から3カ月の間の住まいの体験の場としてグループホームを活用できるかもしれないという話がありました。精神保健福祉部会としても、そのような動きがあるというのを、動画を見ていただいた病院にも先んじてお伝えしたところ、病院側としても地域で住まいの体験ができる社会資源があることは大変にありがたいという意見も寄せられました。

先程、寒川委員からも話がありましたが、病院側が退院を進めていくなかで、いきなり退院して即グループホームに入居となると、患者さん本人の地域生活へ移行しようとする気持ちの成熟が追いつかないこともあり、地域の中でうまく生活ができなかったり、患者本人がそもそもグループホームの利用で大丈夫なのかということも悩みながら、病院側も地域に送り出していることが多く、短期間でも体験という形で利用してから、地域での暮らしに馴染んでいければ、送り出す病院としても安心して退院の話ができたり、本人も安心して退院後のグループホームで暮らしを選択できるのではないかと話がありました。

以上のことから、この「体験の機会・場」の提供というのは大事な話になっていくのではないかと改めて感じました。そして、その体験の場として、寒川委員からお話しいただいたので詳細は割愛いたしますが、ピアの方の活用についても、ピアの方に対しての体験の場、ひいては活躍の場になるのではないかと思います。

最後になりますが、これらの取組をしていくなかで、精神障害のある当事者の方の体験や発言、その必要性が再認識されたところで、今年度も当事者の方に、引き続き直接のヒアリングを行い、生活支援の要素やニーズを汲み取り、また作業部会において抽出された課題などの共有化も図って、後半も地域の課題や支援ニーズを確認して共有できたらと思っています。

動画のツールですが、病院に確認してもらった際に、文章だけでなく当事者の姿があったほうが良かったとの意見もありました。今後検討し、当事者の意見をさらに盛り込み、活躍の場面も同時に伝えていく必要があると感じています。

石渡会長：

毛塚委員、ありがとうございました。私も、このグループホームの紹介動画を視聴したことで、グループホームの役割を再確認しました。

次は、日中活動についての動画制作のリクエストもあるとのことで、精神科病院と国分寺の支援スタッフの方たちは良い関係を築かれているし、そこは、ピアサポーターへの期待も大きいのだと改めて思いました。

寒川委員、動画をご覧になってのご感想やピアとして活動されるお立場から補足をしていただけたらと思います。

寒川委員：

私もこんなに見やすくわかりやすいグループホームの動画を見たのは初めてという印象を持って、感動しながら視聴させていただきました。

何より入院中のどの立場の患者さんが見ても、自分が受け入れられているような気持ちになれるのではないかと感じました。この国分寺市の動画は多くの病院

にも見てほしいと思いますし、私自身は全国の市区町村でも参考にしてもらいたいと思うくらい、本当に感動したというのが、今まで資料を見てきたなかで感じたこととなります。

動画作成の前に実際にグループホームを利用したことがある方たちの意見も反映してほしいと申し上げましたが、そのこともわかりやすく伝えていただき、とてもうれしく思いました。ありがとうございました。

また、動画では国分寺市のイメージキャラクター・ぶんじほたるホッチが案内役を務めてくださったことでとても癒されましたし、和やかな気持ちで視聴することができました。

そのほかにも、お部屋のご案内の時に家財道具が一式あったことが生活のリアリティ感を高めたのではないかと感じました。入院中は自分のベッド周りのみで生活していることが多いので、生活雑貨を退院後どこに置こうかなと悩む心配が減るのではないかと感じましたし、反対にこの荷物をどこに置こうかなとか、どこにこの雑貨を飾ろうかなど、退院してから入居後の楽しみが増えるのではないかと感じました。

このような視聴者に寄り添ったグループホームの動画は、病院関係者の方全てにも伝わると思います。グループホームがどういうところかを知らない関係者の方も、もしかしたらおられると思いますので、患者さんの退院後の生活が想像しやすく応援もしたくなると思います。

私の希望として、今後の動画内容に期待することとしては、入院中から退院するまでや、グループホームに行き着くまでの流れを教えていただけるものがあるといいのではないかと考えています。私はピア活動において、各病院内で行われる退院準備グループと呼ばれる勉強会に参加したことが何度かありますが、グループホームなどの入院中からできる退院ための知識や準備などについては学んできましたが、どうしたら退院できるのかや、退院までの期間や流れなどのわかりやすい説明を学ぶ機会は少ないと思っています。

長い期間、退院準備の勉強をしてきているなかで、「やれることはやったのに退院できないのです。」と悲しむ方がおられるのを間近で見てきて、この状況はおかしいのではないかと感じていました。患者さんのなかには、退院の仕組みや地域が待っていてくれることをわかっていなかったり、そのことを知らない患者さんもいます。全ての患者さんにいつ退院できるのか、退院するまでの進捗状況の確認方法、退院できない理由は何なのか、退院したいのに病院側からわかりやすい説明や返事がない時の相談場所などの情報を提供することができれば、退院に向けて踏み出せる方が増えるかもしれないのではないかと考えています。

私のこの考えは、もしかしたら退院に向けての準備は人それぞれ違うし、この情報を病院に伝えると患者さんに動揺を与えて病院側に混乱を招くのではないかと心配な方もおられるのではないかと感じました。でも、私はここまで退院支援が進まない状況であると考え、それほど大きな混乱や変化は起こらないのではないかと感じています。先ほども申し上げました真っ白な病院で真っ白な病棟内では、地域からの働きかけは今後も必要不可欠だと思っていますので、もしよろしければ一つの意見としてご参考にさせていただけると嬉しいです。

よろしくお願いたします。

石渡会長：

寒川委員，大事なご指摘をありがとうございました。動画がすばらしかったとの感想は，異口同音の発言があり，皆さま同じように感じていると思うのです。次の段階として，退院に向けた準備ができるような，当事者本人が納得できるような動画があったら，病院の中にいる方たちの意識が変わってくると思います。

サイクリングの話もありましたが，退院したら，こんな希望がある，夢が持てるのだということがグループホームの動画からも伝わってきて，そういうことが背中を押す力になるのではないかと感じました。

グループホームの重要性は，知的障害のある方の分野でも同じだと思うのですが，中山委員は，この動画をご覧になられて，どのようにお感じになられたのか，感想をお聞かせいただけますか。

中山委員：

知的障害のある方が紹介のあった映像を観て，自分たちで理解できる方はそれほど多くないのではないかと思います。特に，重度の障害のある方だとなおのこと理解が難しいと思います。

動画それ自体は拝見していてわかりやすく，知的障害のある方でも軽度の方は，動画を観ながら自身の生活をイメージしていくことはできると思い，役に立てられる方もいると思います。

石渡会長：

中山委員，ありがとうございました。動画だけではわかりにくい方たちに理解してもらうためには，やはり体験というのが大きな意味を持つてくるのだと思います。知的障害の当事者の方たちがいろいろと発信される場では，「暮らしの体験」ということを，先ほど土井副会長も話されていたのですが，そういう何か新しいチャレンジができるような，そんな機会をいろいろなお立場の方が，この自立支援協議会も活用しながら，今後とも考えていけたら良いのではとお聞きして思いました。

それでは，石井委員，弁護士会は精神障害のある方の尊厳等の声明を出してくださり，いろいろな検討をしてくださっていますが，石井委員のお立場で何かお感じになることがあったらお願いします。

石井委員：

日本の精神科病院の入院期間の長さというのは世界に例を見なくて，長期間の入院となり，何年というより何十年単位で入院する患者が多数います。

その要因は何かと考えると，一つには，退院後の受入れ先がない。家族が受け入れてくれない，家族がいなければもう誰も受入れ先はないので，今まで帰るところがなく，精神科病院で生涯を終え，亡くなっていきました。

今はグループホームはじめ，地域で受入れが少しずつ進んできたので，その点では，若干ではありますが，改善されつつあるのかと思います。

もう一つの要因として，長期に入院している患者自身が，退院後の生活が怖くて外に出ていきたくなくなる。いざ外に出ると，自分が地域で生活していた時と，今の状況が全く違ってしまっていて，家電製品の動かし方が一つもわからない，スマートフォンの使い方がわからず電話が掛けられない，パソコンも見ることがない方もいますので，いかにして少しずつ今の地域になじんでいくか，そのステップというのが非常に大事なのではないかと思います。

今，お話を伺っていましたら，高校生に対する教育なども行っていくというこ

とですが、若い世代も含めて教育していくことは非常に大事だと思います。

特に、地域に既に住まわれている方たちは、グループホームを建設しようとすると、まるで嫌忌施設が建設されるかのように思われて、住民反対運動が起こることもあるようなのですが、そういうことではないのだというのをわかっていただくような活動も、非常に大切になってくるのではないかと感じました。

石渡会長：

石井委員、大事なご指摘をありがとうございました。入院している患者が大きな不安をいろいろ抱き、精神科の病院を退院できない、ということのをさまざまなメディアでも紹介されていて、それらに触れるたびに切なくなってしまう。

やはり、この国分寺の動きは病院と良い関係を築きながら新しい流れをつくっているのではないかと思いますし、そこにピアの方たちの活躍は、とても大事だと思うので、ぜひ国分寺方式をもっと前に進めていただけたらと思いました。

何か精神保健福祉部会についてご感想やご意見がありがたい委員の方がいましたらお願いします。それでは、毛塚委員から、ご意見をまとめていただけたらと思います。

毛塚委員：

お話しをいただいた皆さまありがとうございました。そして、動画をとても褒めていただきありがとうございます。動画の制作にあたっては、画面に登場した国分寺市のイメージキャラクター・ぶんじほたるホッチと、撮影・編集した基幹相談支援センターに感謝を申し上げます。

そして、感想が寄せられた内容に関してですが、寒川委員のお話では、入院から退院まで、そしてグループホームの入居に至るまで、退院を目指す一連の支援において、その流れ自体が患者に伝わりづらく、なかなか可視化できなかったとありました。これを受け、退院に関して、まず、誰に相談して、どういう段取りで退院するのか、精神保健福祉部会でも、これをどう体现するか、引き続き考えていきたいと思っています。

欲を言えばそれを国分寺市で作成できたら、いろいろな方への手助けができるのかと思いましたので、この貴重なご意見を活かしていきたいと思っています。そこには、ピアの活躍の場の話でも何回かさせていただいていますが、ピアの皆さまにもご協力を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

石渡会長の発言から、退院するとこのような生活があるのだという希望を与えられるようなものができたらと思いました。ありがとうございました。

中山委員もありがとうございました。精神障害のある方に対応した、国連の障害者権利条約の勧告にもありますが、伝わりづらい方に対してどのように伝えていくか自体が、一人ひとりの権利を守っていくとあります。知的障害のある方が理解できるものは、全ての方にわかりやすいものと考え、どう伝えていけばよいかを考えていく必要があると思いました。貴重なご意見ありがとうございました。

石井委員もありがとうございます。弁護士の観点から、そして、長年の看護師のご経験からお話しいただきました。そこはまさしく、私たちの部会で話し合っている思いと同じように感じました。若年層の普及の話も触れていただきましたが、自分たちの周りにも障害のある方がいることを、地域として、市民としてどういうふうに伝えていくかが大事だと思います。障害のある方も、国分寺では受

け入れられる。障害の有無をは問われない、ということ伝える機会にもなるかと思っておりますので、引き続き教育関係者の方への連携も含めて普及啓発をしていきたいと思っておりました。コンフリクトの話もありましたが、私たちの法人もかつて、そういうことを受けたことがありました。普及啓発の視点を改めてこの場で言っていたいただいたのは大変にうれしく思いました。

皆さまのご意見は、ぜひ今後反映させていただきたいと思っております。それから、8月半ばから9月半ばにかけて、国分寺市の住宅セーフティネットのアンケートが集計されたと思っております。住宅のことはとても大事で、精神保健福祉部会でも住まいについて、検討する材料として、結果等を提供していただく機会があればと思いき、最後になりますが、お話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

石渡会長： 毛塚委員、大事なご指摘をいろいろとありがとうございました。

アンケートの件は、事務局側でご検討いただけると言うことで、又、皆さまにご連絡していただけたらと思っております。

本自立支援協議会の各専門部会は、それぞれ地域と良い連携をつくって前に進んでいると思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

それでは、報告に入ります。まず障害者計画等の評価報告ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局： 令和3年度は新たにスタートした計画の初年度となっておりました。実績については、事前に送付させていただいております資料5-1と5-2をご覧ください。

資料5-1「国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書」は、障害者計画実施計画の達成状況です。表紙の裏面にありますが、A：「目標どおり進行している」、B：「やや取組が遅れている」、C：「大幅に取組が遅れている」の3段階で評価します。

現計画では、前計画と同様に事業ごとの評価を行ったうえで、基本目標に向けた進捗状況についてもわかりやすくするため、分野ごとの評価も行うことにしました。障害者計画の基本目標1「自分らしい暮らしへの支援体制づくり」の「保健・医療」と基本目標4「共に生きる地域社会づくり」の「情報アクセシビリティ」及び「安全・安心」が「やや取組が遅れている」B評価となりましたが、それ以外の分野は、「目標どおり進行している」A評価となっております。

資料5-2「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書（令和3年度）」は、障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況です。こちらは計画に定められた成果目標7項目と障害福祉サービス事業、地域生活支援事業の実績となっております。報告書の3ページ、成果目標7の「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「やや取組が遅れている」B評価となりましたが、それ以外の成果目標は、「目標どおり進行している」A評価となっております。

これらの達成状況を7月28日の障害者施策推進協議会でお示しし、審議を経て評価として10月11日付で答申がありました。こちらは、事前の資料送付に間に合わず、本日机にお配りさせていただきました答申書をご覧ください。

なお、次期計画の策定に向け、令和4年度はアンケート調査を実施していると

ころですが、年明けに関係団体や本自立支援協議会の各専門部会、連絡会などへのヒアリングも実施したいと考えていますので、引き続き皆さまにはご協力のほどよろしくお願い致します。

石渡会長： ありがとうございます。いろいろご意見がおりかと思うので、ご意見は、事務局までお伝えください。

事務局： それでは、次の報告「ニュースレター11号の発行について」お願いします。
お手元に、当自立支援協議会のニュースレター第11号が配付されています。今号より、誌面をリニューアルし、形態が変わりましたのでご案内いたします。

11号から、読者対象を支援者の方にして、支援者にまず情報を届けて、それを受けた支援者の方が利用者やご家族の方に情報を届けると、そういった目的で今号をリニューアルしています。今後ともよろしくお願い致します。

石渡会長： 自立支援協議会のニュースレターの説明、ありがとうございます。新しくリニューアルして興味深い内容になってきました。これについてご意見は、基幹相談支援センターへ直接お願いします。

それでは、次に、情報提供ということで、最初に、障害理解促進・普及啓発の取組ということで用意をいただいていますので、ご説明をお願いします。

事務局： 12月の障害者週間行事の取組は、本日お配りした障害者週間行事ポスター案とユニバーサルマナーセミナーのチラシの案をご覧ください。

令和4年度も国分寺市障害者福祉を進める会と検討を進め、12月3日に3年ぶりの講演会を開催します。講演会の内容は、年齢、性別、文化、言語、国籍の違いや障害のある方や、子育て中の方などの多様なニーズに配慮するためのマナー、いわゆるユニバーサルマナーのセミナーを行う予定となっています。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の協力により、株式会社ミライロ所属の聴覚障害者の当事者であられます薄葉幸恵氏にご講演を依頼しています。

講演会以外にも、12月3日と4日に市内の障害者施設のご協力を得まして、セレオ国分寺等にて物品販売やクラフト系ワークショップを開催します。

また、昨年に引き続き、障害のある方の作品をポスターにして、リオンホール前に展示します。あわせて、東京国分寺ロータリークラブは、障害を持つ生徒の作品を展示するニコニコアート展を12月3日と4日にセレオ国分寺9階インドアガーデンにて行います。委員の皆さまにもぜひお越しいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

石渡会長： ありがとうございます。非常に興味深い企画がいろいろありますので、ぜひ参加できる方はお願いします。

それでは、次に、基幹相談支援センターの10周年のアニバーサリーレポートについてのご説明をお願いします。

銀川委員： 基幹相談支援センターのイメージキャラクター・とわぷるが表紙のパンフレットをご覧ください。基幹相談支援センターが、国分寺市に設置されまして丸10年を迎えました。「十年一昔」と言いますが、私は、3代目の基幹のセンター長でこれ以上、年を経っていくと、一番初めの設置の頃の基幹相談支援センターの様子がどうであったかが分らなくなるということで、設置されてからの10年間をまとめたものを作成させていただきました。お時間がある時にご覧ください。

石渡会長： ありがとうございます。いろいろな情報満載の基幹相談支援センターの周年ニュースですが、10周年をまとめてご覧いただけますので、よろしく申し上げます。それでは次に、虐待防止の研修について申し上げます。

銀川委員： 基幹相談支援センターより研修のご案内です。「虐待防止の取組は職員も救う～事例から学ぶ虐待防止～」というタイトルで虐待防止研修を開催します。

基幹相談支援センターが年に1回、毎年12月に企画し開催しています。この研修は、cocobunji プラザ リオンホールを会場として開催すると同時に、オンライン配信とハイブリッド型でお届けします。

虐待防止研修は年に1回、必ずどんな短い勤務の職員も研修を受けることが令和4年度より義務化されています。各事業所が、独自で研修を企画・開催するのは大変だという事業者の方もおられると思います。この研修は事業所の虐待防止研修としてもご活用できるようになっていますので、職場に集まってオンラインで見ていただくというだけでも構いませんし、仕事帰りに会場に立ち寄って研修を受けて帰る、もしくは自宅から研修に参加するなど、皆さまでご活用ください。

石渡会長： 銀川委員、ありがとうございました。

それでは、今日配付された資料についての説明をお願いします。

前田委員： 令和4年度国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ主催、市民講演会予告版というチラシです。まだ先の講演会の案内ですが、日時が2月4日土曜日、午後2時から予定しています。次回の自立支援協議会が3月27日となりますので、今回ご紹介します。

テーマは「発達における遊びの意義 感覚統合の理論を踏まえて」、サブタイトルが「不器用な子・落ち着きのない子を理解する」というテーマになっています。講師は、こどもの発達センターつくしんぼで専門相談を長年行っている三浦香織先生です。

感覚統合の基礎を学んで周囲からわかりにくい子どもの困り感、困難さの理解を深めるというところと、ご家庭で簡単にできる感覚統合の考え方を生かした遊びを紹介していただく内容となっています。

いずみホールのAホールで予定しており、定員を200名と設定していますので、皆さまでお誘い合ってぜひ参加していただければと思います。

これは予告版のチラシですので、12月15日号の市報、または、本番のチラシ、ホームページ等でご案内しますので、頭に入れておいていただければと思います。よろしく申し上げます。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。とても注目されているテーマですので、ぜひ大勢に参加していただけたらと思います。

次に相続・遺言・成年後見制度について北邑委員、お願いします。

北邑委員： 令和4年11月25日に会場は、cocobunji プラザ リオンホールで、相続・遺言・成年後見制度についての講演会を開催することに決まりました。

講師には司法書士の栗原先生をお招きしていますので、より多くの方に考えていただけるきっかけになればと思っています。

関心のある方がいましたら、電話または専用申し込みフォームでの申し込みになりますので、よろしく申し上げます。

石渡会長： 北邑委員，ありがとうございました。これもまた注目されているテーマですのでお願いします。

それでは事務連絡です，次回の開催日程についてお願いします。

事務局： 次回の開催は，令和5年3月27日の月曜日，時間は同じく午後2時から4時，場所は，国分寺市役所第1・第2委員会室を予定しています。

開催方法等詳細は改めてメール等でご案内します。

石渡会長： 今回は，令和5年3月27日に，自立支援協議会第3回全体会を開催します。

本日は，密度の濃い，いろいろなご意見を寄せていただき，また，傍聴の方も多数来てくださりありがとうございました。ぜひ，それぞれのところにうまくいかしていただけたらと思います。

では，これもちまして令和4年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会を終了します。